

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/mynumber/mynumber-dokuzi.html

執行機関名 千葉県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(私立の高等学校等に限る。)に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金(高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 高等学校等(私立の高等学校等に限る。)に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金(高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	知事は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等を中途退学した後、再び私立高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。)に基づき交付する高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、授業料に充てるための学び直し支援金を交付することとし、その交付については、千葉県補助金交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		千葉県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 千葉県私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領